

四谷警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度違反取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度違反取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度違反取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

四谷警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道20号	☆	60km	新宿4丁目交差点	四谷見附交差点	7-13 0-5
2	靖国通り	☆	60km	新宿区役所前交差点 新宿区片町8先交差点	四谷電話局前交差点 合羽坂下交差点	7-13
3	明治通り	☆	50km	新宿6丁目交差点	新宿4丁目南交差点	7-13
4	外苑東通り	☆	60km	合羽坂交差点	信濃町駅前交差点	7-13
5	外堀通り	☆	60km	新宿区本塩町13先交差点	若葉東交差点	7-13
6	外苑西通り	☆	50km	富久町西交差点	新宿御苑南交差点	7-13
7	新宿通り (国道20号除く)	☆	40km	新宿3丁目西交差点	四谷4丁目交差点	8-20
8	外苑円周道路	○	50km	新宿区霞ヶ丘町10先交差点	新宿区霞ヶ丘町10先交差点	7-13

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
8	外苑円周道路	円周道路は、片側3車線の一方通行道路で速度を出しやすい道路環境であり、また車道と歩道の間に柵が無く歩行者の飛び出しによる重大事故の発生が懸念されるため。

四谷警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

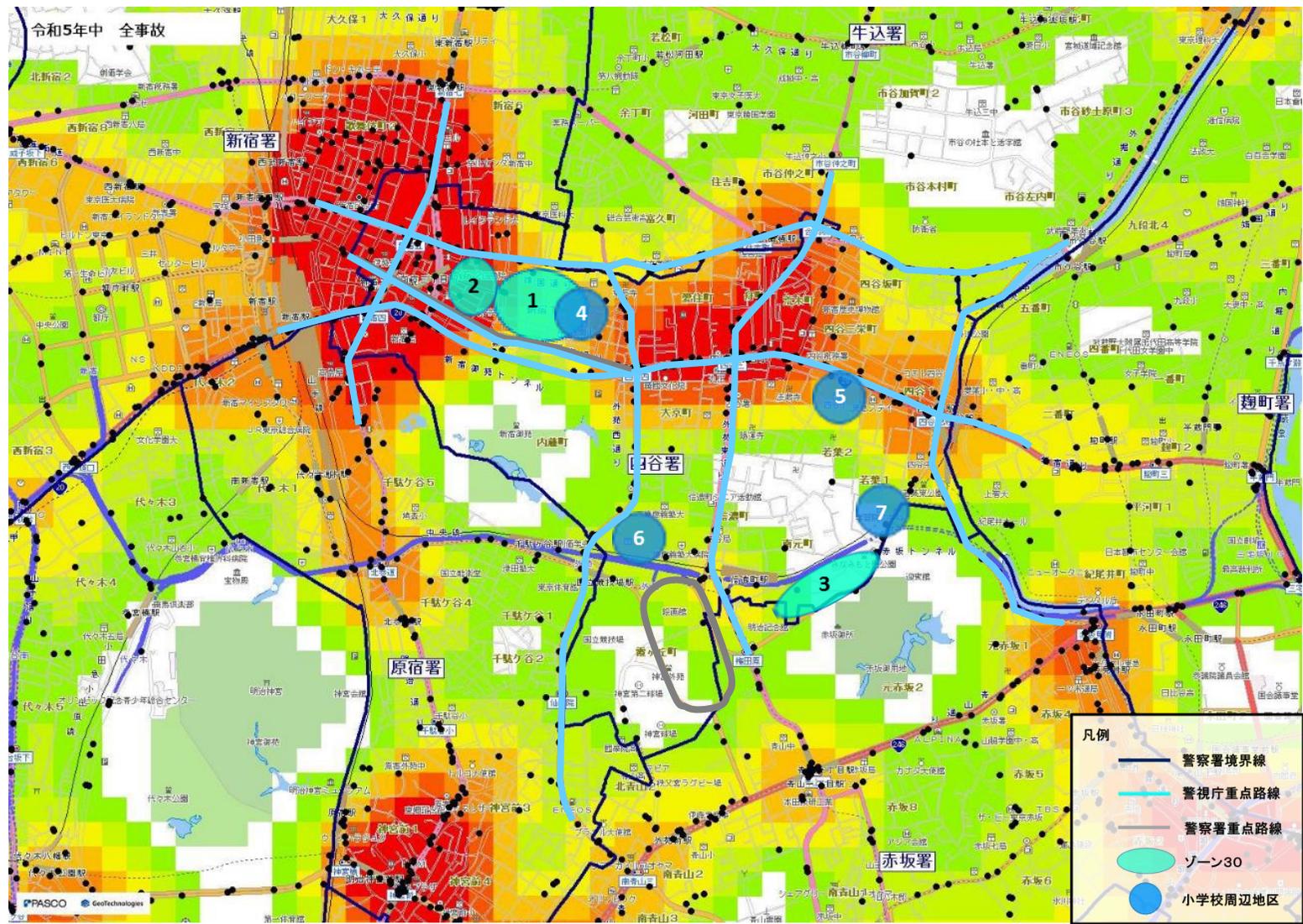
小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	新宿区新宿1丁目周辺
2	ゾーン30	新宿区新宿2丁目周辺
3	ゾーン30	新宿区南元町、港区南青山2丁目周辺
4	新宿区立花園小学校	新宿区新宿1丁目周辺
5	新宿区立四谷小学校	新宿区四谷2丁目周辺
6	新宿区立四谷第六小学校	新宿区大京町30番地周辺
7	私立学習院初等科	新宿区若葉1丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度違反取締り等を実施いたします。重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

四谷警察署管内の速度取締り重点路線



※地図内の表示されている色については全事故の発生密度 (件/km²)

15~ 120~